

許可番号第 02310006151 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 刈谷市大正町六丁目203番地

氏 名 ヒラテ産業 有限会社  
代表取締役 平手 藤章 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 平成29年11月21日

許可の有効年月日 平成32年10月 1日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、繊維くず、動植物性残さ、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 5品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

#### (2) 積替え、保管を含む。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 9品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

#### (1) ア 所在地

刈谷市小垣江町御茶屋下1番12号

#### イ 面積

1, 439m<sup>2</sup> (保管面積 91.43m<sup>2</sup>)



ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 保管上限

88.92m<sup>3</sup>

オ 高さ

2.20m

(2) ア 所在地

刈谷市小垣江町御茶屋下6番8

イ 面積

2,579.33m<sup>2</sup> （保管面積 16.31m<sup>2</sup>）

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 保管上限

20.48m<sup>3</sup>

オ 高さ

該当なし

(3) ア 所在地

刈谷市小垣江町御茶屋下32番地5

イ 面積

1,109m<sup>2</sup> （保管面積 61.91m<sup>2</sup>）

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）



エ 保管上限

115.20m<sup>3</sup>

オ 高さ

2.20m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和56年 6月16日 新規許可

平成 7年 9月29日 更新許可

平成12年 9月29日 更新許可

平成17年10月 2日 更新許可

平成22年11月18日 更新許可

平成28年 2月16日 更新許可

平成29年11月21日 変更許可

平成30年 3月30日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・  無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無